

## 第139回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和5年7月27日（木）14:00～16:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和

【審議協力者】

厚生労働省、日本銀行、東京都、埼玉県

【調査実施者】

総務省統計局消費統計課：田村課長、大澤調査官、武井課長補佐ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形統計審査官、大村企画官ほか

4 議 題 全国家計構造調査の変更について

5 議事録

○國分総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局から御連絡さしあげます。

ハウリングしてしまうおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオン・オフの操作は、画面の下、一番左の「マイクマーク」のアイコンのクリックで行います。この「マイクマーク」に斜線が入っていれば、マイクオフの状態です。よろしくお願いいたします。

また、会議後に速記の方が議事録を作成される便宜もごございますので、御発言いただく際は、恐縮ですが、名前をおっしゃってから御発言ください。

ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらいなど、不具合がありましたら、遠慮なくお知らせください。

それでは、皆様お揃いですので、部会長、よろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、定刻を若干過ぎておりますが、ただ今から、第139回人口・社会統計部会を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、私以外の構成員の皆様には、ウェブで御参加いただいております。また、本日は、川口臨時委員が御欠席でございます。

本日は、前回7月10日の部会に引き続いて、「全国家計構造調査の変更」について、2回目の審議を行います。

本日の部会では、まず、前回の部会で出された御意見や御質問に対し、調査実施者である統計局が再整理をした事柄について、審議したいと思います。その後、引き続いて、審査メモの残りの論点について審議し、最後に、答申案の取りまとめの方向性について、御審議をいただければと考えております。

なお、本日の審議は16時までを予定しておりますが、事務局から事前にお知らせしましたとおり、議事の進行状況によっては、若干延長させていただく可能性があります。御予定のある方は、途中で御退席いただいて結構です。御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、まず、前回の部会において、委員の皆様から再整理などを求められた事柄について、審議を行いたいと思います。

資料4に基づき、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村と申します。

資料4を御覧ください。

まず、「1 調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制について」と題して、御説明させていただきます。

第1段落のところでございますけれども、この全国家計構造調査とその前身である全国消費実態調査では、従前から、この調査に回答することが困難な調査対象世帯のことを「準調査世帯」と呼んでございまして、この準調査世帯がある場合には、前回の部会でも御説明したとおり、調査対象世帯を代替選定してございます。

その代替選定に当たっては、二人以上の世帯であれば、勤労か勤労以外か、単身世帯であれば、男女別に、元の準調査世帯と同一の区分から選定することにしてございまして、この選定の区分をコントロールしているということになります。

この内容に対して、前回の部会審議において、当初抽出世帯と代替調査世帯における回答パターンの違いを分析すべきではないかというような御指摘を頂きました。

ただ、準調査世帯というものは、先ほど御説明したとおり、この調査に回答することが困難な調査対象世帯ということもございますので、この調査の調査項目について、回答を得ることができません。そういう意味で申し上げますと、代替調査世帯と当初抽出世帯で比較するに当たって、回答パターンの違いを、準調査世帯で把握することが困難であるという点について、御理解を賜ればと思います。

ただ、回答パターンは、世帯の属性によって影響を受けてございますので、当初抽出世帯と代替調査世帯の属性について、比較させていただきたいということでございます。

まず、その「他方で」の段落にも記載してございますとおり、主立ったところでいうと消費、所得、資産といった回答パターンにつきましては、世帯の属性による影響を受けるということが想定されるところでございます。

具体的には、ここに掲げている表1が、令和元年全国家計構造調査で集計した結果でございます。それぞれ消費支出、年間収入、金融資産残高について、様々な属性でクロス集計している表でございます。これを見ていただきますと、様々な属性で、これらの集計結果が影響を受けているということがお分かりいただけるかと思えます。

このような状況を踏まえまして、先ほどお話ししましたとおり、この全国家計構造調査では、代替選定による非標本誤差の是正・抑制に資する対策を検討するために、当初抽出世帯あるいは準調査世帯、代替調査世帯に対して、世帯主の年齢階級や、世帯人員、有業者の有無など、表1で示したような属性情報による比較・分析を実施しています。

2ページ目ですけれども、具体的には、家計簿がある基本調査において、下の図の1を御覧いただければと思うのですけれども、当初抽出世帯のうち、実際に調査世帯となった世帯のことを、ここでは、便宜的に、「当初調査世帯」と呼ばせていただきます。

また、当初抽出世帯のうち準調査世帯となった世帯につきましては、「当初準調査世帯」とさせていただきます。

代替選定によって、調査世帯となった世帯のことを「代替調査世帯」としてございます。

この3つの区分の世帯につきまして、属性情報別の分布につきまして、この後の図2にまとめさせていただきます。

図2の前に、先ほどの段落の3行目の最後のところで1つ御留意いただきたい点がございます。括弧書きを御覧ください。当初準調査世帯の分布の比率を、この後、載せていますが、これについては、属性不詳の世帯を除いている割合であるという点だけ、御注意いただければと思います。そのことを踏まえた上で、見ていただきますと、下の図2のような分布が出てございまして、これらは既に公表しています。

これに即して、非標本誤差の是正・抑制に向けた対策をという御指摘をいただいたところでございますが、3ページ目の下の最後のところに記載させていただいたとおり、実際には、ここで掲げている当初抽出世帯に関する属性情報というものは、多くは事後的、つまりは調査を実施した後に判明するということがございますので、事前に特定の世帯を対象とした対策を講じるということは、実務上は困難であろうと考えてございます。このため、全ての世帯を対象とした対策を講じざるを得ないというところがございます。

このことを踏まえまして、令和6年調査では、前回の部会で御説明した内容ではあるのですけれども、従来からの対策を引き続き実施するとともに、オンライン調査につきましても、各種表に基づいて対策を御説明させていただきました。そのような対策をすることによって、オンライン調査を推進することなどによって、引き続き、調査世帯の代替選定による非標本誤差の抑制に努めていければと考えてございます。

続いて、次の4ページです。

「2 「教育」の選択肢について」と記載させていただきました。

これは、先に4ページの下図3を御覧いただくことが、分かり良いのではないかと思います。

右側が、前回の1回目の部会審議のときにお示した、言わば諮問したときの案ということになります。

それに対して、上の方の囲みでございます「未就学・その他」というところの「・その他」とは何かという御質問と、この部分が分かりにくいのではないかという御指摘をいただいております。

これにつきましては、幼稚園などに通っている未就学の園児や、乳児に加えまして、具体的に申し上げにくいのですけれども、世帯のいろいろな御事情によって、小学校の教育課程を修了していないような世帯を想定しておりますので、当初、名称に「・その他」を用いていたというところでございます。

その下でございます「保育園・保育所」、「幼稚園」、今回設定したいと考えている「認定こども園」の選択肢につきましては、世帯員のうち、園児に該当する者が在園する施設区分を把握するというために設定してございます。これらに該当しない世帯員のところを、「その他（乳児など）」の選択肢で選んでいただくことを想定していたということでございます。

これにつきましては、左側でございます見直し案のような感じで、見直すということにしたいと考えてございます。

その理由につきましては、図3の上のところ、3つ掲げさせていただきました。

1つ目の「・」（ポツ）です。この見直しは2つあるわけなのですが、修正内容が、「未就学・その他」を、「未就学」にするということと、「その他（乳児など）」を「乳児・その他」にするというものです。

これは、いずれも選択肢の名称の変更のみということでございまして、選択肢の分割や、統合などがないので、集計結果の時系列性への影響も軽微だと考えられることでございます。

2点目です。左側の見直し案の選択肢については、いずれも令和2年国勢調査において、同一の意味で、同一の選択肢の名称が用いられているということでございます。

3つ目の「・」（ポツ）は、下の「乳児・その他」の直し方です。人口動態統計結果によりますと、令和4年の出生数が79万9,728人である一方、令和2年国勢調査結果によりますと、いろいろな事情によりということなのだと思うのですけれども、全国の15歳以上の未就学者の方が約9万人にとどまっているということでございます。

このため、「その他（乳児など）」という部分に該当する属性では、乳児の数の方が多いということでございまして、まず、選択肢の項目として、最初に出すものが、「乳児」という形にすることが適切であろうということでございます。

続きまして、5ページのところで、この内容につきまして、もう1点、御議論があったと承知してございます。

「未就学・その他」のところを、「就学前教育」あるいは「幼年教育」と「その他」又は「未就学」に分割するという案も御提案いただいたところですが、こちらについては、今から申し上げる理由により、採用を見送ることとさせていただければと考えてございます。

1つ目の「・」（ポツ）は、先ほどの対比ではあるのですけれども、選択肢を分割した場合、集計結果の時系列性に影響が生じるおそれがあるということでございます。

2つ目の「・」(ポツ)です。この調査項目につきましては、先ほど少し触れましたが、「保育園・保育所」や、「幼稚園」など、このような部分を世帯類型の集計に用いるということをご予定してございまして、上の方にあった「未就学・その他」を分割しても、この調査の結果の集計に用いる予定がないというところがございます。

3つ目の「・」(ポツ)です。厳密にはこの文言にずれがありますけれども、「幼児教育」という文言を見てみたところ、その下の※印のところに引用させていただいたとおり、家庭や、地域社会における教育が含まれているとされている文章がございましたので、その下の選択肢の「保育園・保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」のみを指すとは限らないということが推察されるというところがございます。

もう1点、御指摘がございました外国の学校等につきましては、この調査では、従前から、修業年限等によって、それに相当する学校の区分の記入を求めているということでございます。これについては、従前と変わらないところがございますので、今回の令和6年調査でも、引き続き、世帯において適切な回答がなされるように、調査票の記入方法を記した調査書類などにおいて、案内させていただく予定としてございます。

続きまして、6ページでございます。

「3 賃金のデジタル払いの把握について」と題させていただきました。

ここについては、論点がいろいろ出たところがございますけれども、記入内容に、包括的に適用される考え方ということ、第1段落に記載させていただきました。

まず、この全国家計構造調査の家計簿においては、今回だけではなく、従前から今回の議論になっている「Ⅱ 口座への入金」という欄とは別に、「Ⅲ 日々の収入と支出」欄を設けてございます。ここは、読んで字のごとく「日々の収入と支出」について記入していただくとなっております。

ここで、下の図4-1を見ていただくと良いかと思うのですが、紫色の欄がございまして、左側の方に支出、右側の方に収入があり、更にその右側の方に、本日の現金残高となっておりまして、この例ですと、10万5,000円という数字が入っていることが、お分かりいただけるかと思えます。

ここで、「日々の収入と支出」を記入して、その日、つまり、ここでいうならば、25日金曜日ということなのですが、ここでの現金残高の差引きをして、計算をしていくとしています。

本日の現金残高の欄の、調査対象世帯の手持ち現金、これは銀行預金などを除いて、財布などに入っている現金のことですけれども、これと、この「本日の現金残高」欄が一致することを日々確認しながら、記入を進めるということを根幹とした設計としてございます。

なぜこうしているかといいますと、第1段落の最後に記載してございますけれども、これによって、日々の収支の記入漏れを防いで、この調査における結果精度を維持するということが目的としてございます。

これが根幹となっている考え方でございまして、これに基づいて、前回の部会でいろいろ御確認があったような内容について、お答えできるのではないかと考えてございます。

まず、第2段落のところですが、給与の現金払いのみの場合、どのようになるかということなのですが、当然、現金払いで給与を受け取れば、給与の分だけ、手持ちの現金が増えるわけです。そのため、それが、先ほどのⅢ欄の「本日の現金残高」欄に反映されるようになる必要があるということでございます。また、その収支のバランスを合わせるように、基本給も控除も全て、Ⅲ欄に記入していくということになります。

すると、Ⅲ欄で、税引き前の額が、現金収入として入り、控除された分は、支出として払われるということになりますので、その差引きで、手取りの給与が増えるということになります。

さらに、確認してみたところ、対象となる世帯は、少数ではあったのですが、現金払いと口座振込を併用して給与を受け取る場合は、どのようにするかということなのですが、これも、収支のバランスを合わせるようにすることによって、収入と支出の記入漏れを防いでいるということでございますから、現金払いの額と同額をⅢ欄に記入し、残りの金額をⅡ欄、口座への入金欄の該当欄に記入していくというようなやり方によって、繰り返しですが、「本日の現金残高欄」と合わせるようにしているということになります。それが、イメージとしては、次の図4-2のところでは、

前述のことがございますので、その次の7ページの下のところでございます、「このため」の段落のところなのですが、前回の部会審議において御指摘を頂いた内容が、幾つかございます。

給与の現金払いを含めて、全て収入をⅡ欄、つまり、口座への入金欄の方に記入する設計に変更してはどうかという案につきましては、検討してみたところ、以下の理由から、採用を見送りたいということでございます。

まず、1点目ですが、現金払いの額をⅢ欄に、残りの給与、要するに、口座への入金など、そういうものをⅡ欄に記入するという現在の案で、各欄の合計が一致し、記入漏れを防げるとともに、全体の収入につきましては、両欄を合計するということで、確実に把握できるということでございます。

2つ目の「・」（ポツ）なのですが、給与の現金払いについて、仮に今のⅢ欄に記入するというものではなく、Ⅱ欄のみに記入するというのも求めた場合、当然、先ほどの根幹としている設計の部分に当たるのですが、Ⅲ欄における毎日の「本日の現金残高」欄が、調査世帯の方の手持ち現金と一致することを確認できなくなってしまうということになります。このため、収支の記入漏れが発生して、結果、精度に影響が出ることが、2つ目の理由でございます。

給与の現金払いをⅢ欄に記入するということを維持しつつ、更にⅡ欄にも記入した場合は、3つ目の「・」（ポツ）のところですが、Ⅲ欄における毎日の「本日の現金残高」欄と手持ち現金が一致することを確認することで、元々記入漏れを防げるにもかかわらず、Ⅱ欄にも更に記入を求めるということになるので、そこで報告者負担が増加してしまいます。

この3つの理由でございます。

その次の段落ですが、「同じく」とありますが、前回の部会審議で御指摘いただい

た、賃金のデジタル払いにつきましては、以下のような理由によって、Ⅱ欄に設定することとして、この欄の名称を、「Ⅱ 口座への入金」としてはありますが、これを、「Ⅱ 口座への入金等」と変更することが適当ではないかと考えているところでございます。

1つ目の「・」（ポツ）です。賃金のデジタル払いは、御指摘がありましたとおり、銀行等の預金取扱金融機関による口座とは性格が異なるのですけれども、先ほどの根幹とした設計のところでは、デジタル払いでは、手持ちの現金が増減しないという意味では、口座振込と類似した性格を持つものと考えられるということでございます。

2つ目の「・」（ポツ）です。世帯の多くは、「口座振込」のみによって給与を受け取っているということでございますので、賃金のデジタル払いを利用する世帯の多くが、「口座振込」との併用であると考えられるということでございます。

続きまして、8ページ目でございます。

「4 「土地の所有関係」の設定について」と題させていただきました。

まず、第1段落のところでは、世帯票にございます「地代支払の有無」につきましては、前回の部会でも御説明したのですけれども、令和元年調査の実施状況報告での地方公共団体からの御意見・御要望、我々の方で実施しました民間モニターによる検証結果を踏まえまして、名称を「土地の所有関係」に変更して、その選択肢も併せて変更するというところで、御意見を伺っていたというところでございます。

これに関して、前回の部会審議で御指摘を頂いたのですけれども、下の参考にある選択肢の対応表は、このとおりに、完全に一致しないことがあるのではないかというようにお話を頂きました。

確認してみたところ、確かに御指摘のとおりでございます。第2段落に戻っていただいて、必ずしも一致しない事例が確認できましたので、説明ぶりについて、修正させていただければということでございます。

「例えば」のところに記載させていただいたのですが、複数者間で、同程度の価値の土地を借り合うことによって、お互いの地代を相殺するということは、「差益交換」というのだそうですけれども、こういう場合などは、地代支払いの有無としては、お互いの地代が相殺されているので、支払っていないわけです。

他方で、土地の所有関係としては、借りているので、有償の借地ということになりますから、有償の借地でも、地代を支払わないというパターンがあり得ることが、確認できたというところでございます。

そのため、この説明ぶりについては、御覧のとおり修正させていただければということでございます。

調査項目としては、第3段落のところでは、この調査事項が、地代支払い額の家計収支、いわゆるフローではなくて、所得資産（ストック）を把握するための調査項目であるということを踏まえまして、完全に一致しないところはあるにはあるのですが、今回の変更によって、より正確に実態を把握できるということが、期待されるということでございます。

土地の所有関係につきましては、その下の表2のとおり、確認させていただきまして、

借地の占める割合が3%程度ということでございます。このうち、先ほどの差益交換のように、選択肢の対応が必ずしも一致していない部分については、この借地の部分の一部ということになりますので、その割合は更に低くなるということから、これらの変更による集計事項への影響は軽微ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について、御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。

なお、ただ今、山形統計審査官から御提案を頂きましたが、資料4は多くの資料で構成されておりますので、一つ一つ順番に確認をさせていただければと思います。

それでは、まず「1 調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制について」でございませう。これについて、御意見、御質問はございませうでしょうか。

これは、前回の部会では、宿題とはさせていただかなかった事項ですが、その重要性を鑑みて、これについて確認した方が良くであろうと判断して、統計局もそれを理解されて、今回、きちんとしたデータを出していただいたものでございませう。これについて、よろしいでしょうか。統計局の御説明に、御質問はございませうでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、「2 「教育」の選択肢について」に移りたいと思います。これは、前回の部会で出された御質問や御意見に対応して、元々の「未就学・その他」というカテゴリーを「未就学」に変更し、その矢印の先にあった、「その他（乳児など）」を、「乳児・その他」へと変更するという2点の修正でございませう。ここでは、「その他」の対象には圧倒的に乳児が多いと予想されることから、括弧に入れられていた乳児をくくり出して、新たに選択肢が設けられております。いただいた御意見に対応して、更に変更を加えるということでございませう。いかがでございませうでしょうか。これでよろしいでしょうか。

富田委員、お願いいたします。

○富田委員 ありがとうございます。

この「教育」の項目でございませうけれども、前回のいろいろな角度からの意見を、バランスの取れた集約の仕方で収めていただきまして、ありがとうございます。現行の見直し案のとおりでよろしいかと思ひます。

ただ、今日、改めてこの項目を拝見して、お伺ひしたいのですけれども、今、中高一貫校というものが増えております。仮に回答する者が、現在、中高一貫校に在学している場合、それはどこを記すことになるのでしょうか。年齢的に中学校に該当するところに記入するのか、高校に記入するのか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

また、どのような理由から専門学校の修業年限を期間によって細かく3区分に分けて聞かれているのでしょうか。これは、例えば、後々、トータルで何年、学校機関に就学したかということ把握するために、必要なのでしょうか。何か背景がありましたら、伺わせていただければと思ひます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。



統計局、お答えをお願いしますでしょうか。御質問が2点ございます。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村と申します。

まず、中高一貫のところについては、委員から既に御指摘のあったとおりでございまして、在学しているその学年に合わせて、選択肢を選んでいただくということでございます。

2点目です。専門学校の修業年限ごとの選択肢でございますが、これは、専門学校の修業年限によって、相当する学校区分が、それぞれ変わってくるということでございます。例えば、中央にある「2年以上4年未満」のものであれば、学校区分としては、短大・高専というものに該当するということでございます。要するに、この修業年限によって、学校区分を分けているということでございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

統計局、どうぞ。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません、補足で、今のこの区分につきましても、国勢調査とも分類を合わせているというところでございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

富田委員、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

ただし、短大・高専の再区分の仕方ですと、ここに既に短大・高専・旧制高校という区分等がございますので、既にそこでマークすれば、それで済むのではないかと感じております。

私が伺いたいことは、細かく年限を区切って聞くことによって、実際のタブュレーションといいますか、分析の中で、どのような使い方がされるのかを知りたかったのです。

○武井総務省統計局統計調査部消費統計課全国家計構造調査担当課長補佐 お答え申し上げます。

家計総合集計結果で、割と一般的に利用者が多いとされている世帯類型などがございまして、世帯類型の集計結果に関しましては、例えば、子供が保育園に通っているのか、幼稚園に通っているのか、それぞれ区分し、集計結果を公表しているところでございまして、そのような世帯類型などの区分の統計に用いられているものでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 富田委員、差し出がましいかもしれませんが、この学校区分は国勢調査で用いられているものです。小学校・中学校、高校・旧制中学、短大・高専・旧制高校、大学・大学院は、全て、学校教育制度の下での学校種、英語でいうformal educationのinstitutionです。

専門学校は、我が国の学校教育制度下の学校種ではありませんが、ここで就学年数を区切っておりますのは、これによって、学校教育制度下の学校種と同等のカテゴリーを特定する、英語でいうequivalentを見極めるためです。例えば、2年以上4年未満の専門学校を出ているということであるならば、短大や高専とほぼ同等、4年以上であるならば、大学と同等とみなすということになります。このような形で教育のカテゴリーを特定して、集計に用いております。学校教育制度の一部ではありませんが、専門学校に行かれる方が

近年増えておりますので、集計上のニーズから、専門学校を出られた方への対応を行う必要があります。この情報により、専門学校に行った年数を把握したいというものです。この情報を落としてしまうと、教育を過少測定するという懸念があるのではないかと思います。

ただ、先ほど、第1点目の御質問で御指摘いただいた中高一貫校が増えていることについては、回答の手引で回答の際の注意点を詳しく説明していただければと思います。中高一貫校に行った場合には、中学と同等なのか、それとも高校と同等なのかを判断できるように、回答の仕方を説明書で具体的に説明していただくとよろしいかと思います。このような説明が既にされているのであれば結構ですが、そうでなければ、回答の手引きに説明を付け加えていただければ、更に答えやすくなるのではないかと思います。

富田委員、いかがでございましょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

国勢調査の区分との一貫性ということで、よく理解いたしました。

今、津谷部会長がおっしゃったように、専門学校の修業年限の使い方ですけれども、これと、それまでの義務教育等の修業年限とを合わせまして、Number of years of educationのように、人生において、トータルで何年学習したかという読替えに使うのであれば、有用な問いであるのかと考えました。ありがとうございました。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございます。

では、この変更については、御了承を頂いたとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次に、「3 賃金のデジタル払いの把握について」の審議に移りたいと思います。

これについて、御質問、御意見はございませんでしょうか。

○萩野総務省統計委員会担当室長 すみません。よろしいでしょうか。

○津谷部会長 萩野室長、どうぞお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 統計委員会担当室、萩野でございます。

統計局の御説明、よく分かりました。

理解したところだと、Ⅱについては、現金以外、Ⅲでは、現金を記入するということだと思います。

そうした場合に、Ⅱの名称なのですが、「口座への入金等」となっておりますが、これを、「口座等への入金」としていただくことはできますでしょうか。

実は、「口座への入金等」だと、これは、範囲が少しぼやけてしまいます。もしかすると、現金も入るかと解釈されるということです。

他方、「口座等への入金」とすると、Ⅱは入金、Ⅲは現金と、はっきりします。また、「口座等」としますと、銀行口座に加え、デジタル通貨なども入るということになると思います。そちらの方が適切かと思いますので、お考えいただければと思います。

○津谷部会長 統計局、いかがでございましょうか。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村でございます。

確かに御指摘のとおりのような感じもします。そのような記載で検討させていただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。現状では、「口座への入金等（給与・年金等）」となっている選択肢の「等」を、「口座等への入金」とした方が、情報の精緻化が図れ、混乱も少なく、また、ここに現金払いが入るのではないかという誤解も防ぐことができるという萩野統計委員会担当室長からの御提案でございます。

構成員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、統計局からの修正案を再修正して、Ⅱを「口座等への入金（給与・年金等）」と変更させていただくということで、御了承を頂いたとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に、「4 「土地の所有関係」の設定について」審議したいと思います。これについて、御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、特段の御異論、御意見はないようですので、「3 賃金のデジタル払いの把握について」の「Ⅱ口座への入金等」を「Ⅱ口座等への入金」に再修正して、前回の部会でいただいた御提案や御意見に対する統計局からの御説明を了承するとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、資料2の審査メモの残りの論点について、審議に入りたいと思います。

まず、審査メモの8ページを御覧ください。「(4)公表期日の変更」についてです。まず、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

○國分総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。

審査メモ8ページ、「(4)公表期日の変更」でございます。

変更内容としましては、「家計収支に関する集計」の公表期日を、調査実施年の翌年11月から同年12月に1か月後ろ倒しするというものでございます。

審査状況につきましては、アでございますが、平成30年答申を踏まえた令和元年調査の当初計画では、調査結果の第一報となる家計収支に関する集計については、調査翌年の令和2年11月までに公表し、「その他の集計」については、令和3年以降、順次公表することとされておりました。

しかしながら、令和2年初頭に我が国でも新型コロナウイルスの感染が確認され、その後の感染症の拡大防止の観点から、総務省統計局及び独立行政法人統計センターにおいて、職員を半分ずつ出勤させるという2交代制勤務を導入したため、調査票の審査や格付、データ打ち込み等の作業に大幅な遅延が生じたということです。

また、令和元年調査では、「家計収支に関する集計」について、単身世帯及び総世帯、男女の別、国際比較等の観点から、集計事項を充実させておりました。括弧書きにありますとおり、平成26年調査では、2,388表に対して、令和元年調査では4,479表と、集計表を約2倍に増やしてございます。

このことから、新型コロナウイルス感染症への対応の影響を除いたとしても、結果表審査に係る過程において、当初スケジュールよりも時間を要することが判明したということでした。

そのため、総務省は、「家計収支に関する集計」及び「その他の集計」について、いずれ

も、令和3年2月以降、順次公表する内容に調査計画を変更し、調査結果の公表を行っております。

これらのことから、今回の申請では、表3に記載しておりますが、「家計収支に関する集計」の公表期日を令和元年調査の当初計画である調査実施年の翌年11月から1か月後ろ倒ししまして、令和7年12月とすることとしております。

これについては、令和元年調査の集計業務の実施状況を踏まえて、第一報の公表期日を繰り下げるものですので、調査結果の利活用に支障がない限りにおいて、事務局としては、特に問題ないと考えておりますが、論点の中で確認させていただきたい点がございます。

下の枠囲みの論点でございます。

まず、aについては、実績の確認ということで、令和元年調査では、一連の調査結果をいつ公表したのか。令和6年調査では、第一報の公表以降、どのようなスケジュールを想定しているか。

また、bとしまして、調査の実施から調査結果の公表までのスケジュールは、どのようなものだったのか。また、実際の集計作業では、どのような作業に、どの程度、時間を要したのか、公表時期を前倒しする余地はないか。

cとしまして、「家計収支に関する集計」の公表期日を1か月後ろ倒しにすることによる利活用上の支障はないか。

これらについて確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、各論点について、調査実施者である統計局から、御回答をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村でございます。

今度は、資料3を御覧いただければと思います。

ページでは、11ページでございます。

この論点a、b、cについて、先ほどの説明と若干重複があるかもしれませんが、御回答させていただきます。

まず、令和元年調査の実施から計画公表までの作業実績、令和6年調査の計画につきましては、図9に記載させていただいております。

令和元年調査の当初計画においては、調査票の提出期間を含めた実施期間でございますけれども、令和元年の9月上旬から12月下旬までとしてございました。この調査自体が、10月と11月の家計簿を記入していただくという調査でございますので、この時期になります。

この実施時期なのですけれども、令和元年の台風19号の影響によりまして、宮城県丸森町が影響を受けたということもあり、この実施期間を令和2年3月31日まで延長しているということでございます。

その後、先ほど御説明のありました新型コロナウイルス感染症の影響で、集計が遅延したということございまして、公表期日につきましては、令和3年2月以降順次としまして、手続に沿って調査計画を変更の上、表8にございますとおり、公表しているという

ころでございます。

当初計画では、一番右の列ですけれども、令和2年11月及び令和3年以降順次としていたものを、令和3年2月に最初の公表をしたということでございます。

次の12ページの上の段落のところなのですけれども、令和6年調査では、さすがに新型コロナウイルス感染症の影響は小さくなると想定しているところでございます。

先ほど少し御説明がありましたけれども、令和元年調査における集計事項の充実化に伴う、結果表の審査や、集計事務の増加によって、令和元年調査の当初計画よりも、約1か月間期間を要するということが判明しているということでございます。

そのため、前回の実績を踏まえて、見直すということでございまして、前回調査では、令和2年11月が当初の予定だったので、単純に適用すれば、令和7年11月ということになるのでしょうかけれども、これを1か月後ろ倒しして、令和7年12月としているものでございます。さすがにこれを更に前倒しする余地はないのではないかと考えているところでございます。

また、第二報以降につきましては、令和元年調査の公表実績を踏まえて、調査の実施後から、おおむね2年以内には結果公表を完了するということを目指しているというところでございまして、複数の公表体系の同時公表や、前倒し等を検討して、今後、実行可能なスケジュールを設定する予定としてございます。

また、この1か月後ろ倒しすることによる利活用上の支障ということで申し上げますと、その下の「なお」の段落のところにあります。

令和6年調査の第一報の公表時期は、先ほどお話ししたとおり、御提示している案としては、令和7年12月ということなのですけれども、図9で見ていただくと、お分かりのとおり、令和元年調査は、コロナという理由があったにせよ、最初に公表できたのが、実施翌々年の2月だったということでございまして、この公表実績よりは、早くなっているということでございます。

さらに、今回、公表期日の短縮に関する政策ニーズもなかったということでございますので、利活用上の支障はないものと考えているところでございます。

令和元年調査におきましても、そこに書いてございますとおり、公表期日に関する政策ニーズを確認の上、公表期日を3か月後ろ倒ししているというところでございます。

私からは以上です。

○津谷部会長 御回答、ありがとうございました。

それでは、ただ今の御回答・御説明に対し、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでございでしょうか。よろしいでしょうか。

では、公表期日の変更について、特段の御異論はないということですので、これについても、御了承をいただいたと整理させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に、審査メモの9ページの、「(5) 調査票情報の保存期間の変更」についてですが、この事項は、この後御審議いただく「今後の課題」の(3)に関連する事項ですので、「今後の課題」への対応状況と併せて、審議を行いたいと思っております。御了承をお願い

いたします。

以上が今回の変更に関するものですが、次に、審査メモの10ページ、「2 平成30年答申における「今後の課題」への対応状況」についての審議に進みたいと思います。

このうち、「(1) 家計に関する統計の体系的整備に向けた検討」及び「(2) 今回の変更を踏まえた調査方法等の更なる改善」については、第1回の部会で御審議いただきましたので、今回は「(3) 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実」について御審議いただきたいと思います。

これについて、事務局から、審査状況の御説明をお願いいたします。

○国分総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。

前回答申の課題のうち、(3) でございます。

10ページの下を御覧ください。

日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実ということでございます。

課題の内容としましては、枠囲みにございますが、平成31年度の全国家計構造調査及び家計調査において世帯主の職業別の結果表章に当たり、独自に設定している区分を使用しているが、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、調査結果の利活用状況や日本標準職業分類との整合性も勘案しつつ、結果表章の在り方を検討することというものでございます。

審査状況でございます。総務省は、令和元年調査において、本調査独自の区分による結果表章を優先的に対応した後、アフターコーディングによる日本標準職業分類に準拠した結果表章（特別集計）を行っております。

表4を御覧いただきますと、独自の職業分類で、家計収支に関する結果を令和3年2月に公表しておりまして、所得、家計資産・負債に関する結果については、令和3年5月、また、日本標準職業分類による集計結果は、令和4年1月と、段階的に公表を実施してございます。

また、令和6年調査の結果表章においても、同様の対応を行う予定ということでございます。

これについては、従来の結果との継続性及び他の統計調査との比較可能性の確保・向上の観点から、事務局としては、おおむね適当と考えておりますが、調査結果の利活用状況を踏まえ、今後の結果表章の在り方について御審議いただきたいと考えております。

また、この部分で論点に入る前に、先ほど、変更事項を1つスキップさせていただきましたが、同じく審査メモ9ページ「(5) 調査票情報の保存期間の変更」について、併せて御説明させていただければと思います。

では、変更内容について御説明させていただきます。

調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更するというものでございます。

審査状況としまして、令和元年調査では、前回答申の「今後の課題」に対応するため、日本標準職業分類に準拠した結果表章をアフターコーディングにより実施しております。

しかしながら、この集計に時間を要したことや令和6年調査の企画に当たって参考とす

るため、調査票の保存期間である「2年」を1年延長して、「3年」とした経緯があることを踏まえまして、今回の申請では、集計実態に合わせて、保存期間を「3年」に変更するというございます。

これについては、令和6年調査においても、引き続き日本標準職業分類に準拠した特別集計を行うということですので、事務局としては、特に問題ないと考えておりますが、先ほど御説明さしあげた「今後の課題」(3)と併せて、御審議いただきたいと考えております。

恐れ入ります。11ページの論点に戻らせていただきます。

まず、aとしまして、世帯主の職業別の結果表章について、独自の職業分類を用いている理由は何か。職業分類に関して、従来から利活用ニーズに変化はないか。

論点bとして、現在の利活用ニーズに照らして、令和6年調査において、引き続き、独自の職業分類による結果表章を優先し、日本標準職業分類に準拠した結果表章を特別集計により行うことは妥当か。

cとしまして、日本標準職業分類に準拠した結果表章への対応のため、調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更するというございます。

これらの点について、御審議をお願いしたいと考えております。

事務局から以上でございます。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

調査票の保存期間を「2年」から「3年」に1年延ばす最大の理由は、世帯主の職業による結果表章を行う際に、コーディング等に手間と時間が掛かるということです。今までも、この独自の職業区分により結果表章されており、今回もまずそれを優先して集計する計画です。

そして、日本標準職業分類に準拠した区分についても、アフターコーディングにより変数を構築して結果表章する予定ということで、保存期間を1年延ばしたいということです。この日本標準職業分類に準拠した結果表章については、先ほどから御指摘を頂いております。

これについて、調査実施者である統計局から、御回答をお願いいたします。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村でございます。

資料3の13ページを御覧ください。

今お話がありました論点につきまして、そこに回答を記載させていただいてございます。

まず、第1段落のところでございますけれども、全国家計構造調査では、消費、所得、資産及び負債に関する結果表章の根幹の1つである世帯区分を設定してございまして、その世帯区分が、「勤労世帯」、「勤労以外世帯」、「その他の世帯」というございます。

その区分を、更に細分化する形での分類を設定しているところでございます。

以下、便宜的に、「全国家計構造調査職業分類」と呼ばせていただいております。

この分類につきましては、従前から、有用な職業的区分としまして、家計関連統計においては利用されてございまして、家計関連統計間での相互比較を可能としているところでございます。

その次の段落、「他方」のところですが、これが今回の議題になっているところがございます。令和元年調査では、他の統計の結果と組み合わせるなど、新たな統計利用をもたらす可能性があるという期待がなされたことから、日本標準職業分類に準拠した結果についても、特別集計を実施したというところがございます。

今、御意見を伺っている令和6年調査につきましても、この特別集計につきまして、関係府省や、地方公共団体等の、結果利活用に基づく要望等の把握を実施したところ、令和元年調査時から引き続き、利活用ニーズに特段の変化はなかったという状況でございます。

令和元年調査では、お話ししたとおり、全国家計構造調査職業分類と日本標準職業分類の両方で特別集計を行った上で、公表しているわけなのですが、その利用者実績につきましては、全国家計構造調査職業分類の方が多くなっているという状況でございます。

今回もその特別集計を行うという計画にしてございまして、この両方の職業分類に準拠した結果を表章するためには、両方の区分でアフターコーディングを行う、要するに、2回行う必要があるということがございます。

先ほど御説明した公表期日のところですが、限られた期間の中で対応するためには、これは、優先順位を設ける必要があるということでございます。

そのため、今の利活用ニーズ、利用者実績を踏まえまして、まず、全国家計構造調査職業分類の結果表章を優先させていただいた上で、令和6年調査の日本標準職業分類に準拠した結果表章につきましては、令和元年調査と同様に、特別集計として、その後に行う計画としているところでございます。

調査票の保存期間の話でございますが、その下の「なお」のところですが、最終的にこの日本標準職業分類に準拠した結果表章、つまり、特別集計を表章するに当たって、令和元年調査では、その結果表章までは、調査票の保存期間内に完了はしているところでございます。

しかしながら、その作業実績を踏まえて、以下の理由によって、保存期間を変更させていただきたいというところがございます。

1点目は、先ほどもお話ししているアフターコーディングにおいて、人手を介した調査票の閲覧、職業分類の格付に時間を要するというところがございます。

2点目です。世帯の記入状況の実態把握や、家計簿・個人収支簿の自動格付の研究などを実施するために、次回（令和11年）調査の企画に向けた利活用が見込まれるということになります。

そのため、結果表章自体は、期間内に終わりましたが、調査票の用途は、それだけでは終わらない部分があるので、手続を踏んで、保存期間を延長させていただいたということがございます。その実績を踏まえれば、次回調査に向けた企画の用途も考えられることから、あらかじめ延長した形で、計画を変更させていただければという趣旨でございます。

私からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御回答と御説明に対して、御質問や御意見がありましたら、お願いをいたします。



加藤臨時委員、お手が挙がっております。お願いいたします。

○加藤臨時委員 御説明ありがとうございます。加藤です。

1点お伺いしたいのですが、これは、アフターコーディングをやることによって、独自の職業分類と日本標準職業分類は、完全に一対一に対応できるものなのでしょうか。

例えば、完全に一対一に対応できるとなると、もう少し自動化するなどといったことは、難しいものなのでしょうか。この点について、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○津谷部会長 統計局、御回答をお願いいたします。

○武井総務省統計局統計調査部消費統計課全国家計構造調査担当課長補佐 お答え申し上げます。

一対一に対応しているものは非常に少ないのですが、例えば、無職ですと、無職に対応しておりますので、そのままです。

全国家計構造調査の職業分類で、例えば、法人経営者ですと、日本標準職業分類では、管理的職業従事者と、そのような対応はしているのですが、完全に1対1に対応しているものは非常に少ない状況のため、人手を介して、コーディングしているという実態がございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

加藤臨時委員、いかがでございましょうか。

○加藤臨時委員 分かりました。また、私の方で、細かく見させていただきたいと思いません。了解いたしました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

宇南山臨時委員からも、お手が挙がっております。宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

調査票の保存期間ということが、どういう意味かというところなのですが、調査票、まさしく物理的に紙で記入してもらったものを保管するということでしょうか。それとも、スキャンした電子データを保存しているという理解でしょうか。

もし後者の場合には、保存期間が、2年若しくは3年になってしまう制度的な理由があるのか。意見としては、もっと永年保存ができないのかということなのですが、その点について、いかがでしょうか。

○津谷部会長 統計局、御回答をお願いできますでしょうか。この「調査票の保存期間」の「調査票」は、紙媒体の調査票を対象としたものなのか、それとも、デジタル化された調査票も対象となっているのでしょうか。デジタル化された調査票情報が対象であるならば、永年保存を考へても良いのではないかという御提案ですが、いかがでございましょうか。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村でございます。

すみません、説明を省略した部分があるのですが、ここで話している調査票というものは、いわゆる紙の調査票ということでございます。報告者が記入されているものということです。

それにつきましては、先ほどの格付もそうですし、例えば、それこそ所得や収入などというものもあるわけなのですけれども、言わばデジタル化した個票データのようなもの、統計法でいうところの調査票情報につきましては、永年保存になっているということでございます。

ここでお話ししているものは、紙に書かれたような内容です。それにつきましては、保存期間をもって、廃棄するというところでございます。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。保存期間を「2年」から「3年」に1年延長する対象は、紙媒体の調査票であるということです。デジタル化された調査票は、永年保存するというところでございます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

もちろん、昔の調査票情報、電子化された調査票情報は、利用させていただいていますので、それが、長期間保存されていることは承知しているのですけれども、紙媒体の調査票を何か電子的にスキャンした情報がコーディングされていないにしても、将来的に、もし自分で再コードしても良いという人が出たときに、コーディングできるようにしてあげるといふこともあり得るかと思っただけです。

そもそもスキャンしておらず、紙の状態、コード付けをして、処理しているのであれば、仕方がないと思うのですが、もしスキャンをしていけば、そのスキャンした情報を保存することの障害というものは、何かあるのでしょうか。

○田村総務省統計局統計調査部消費統計課長 総務省統計局の田村でございます。

まず、家計簿については、御指摘のとおりスキャンをしてございませんので、そもそも、保存すべきスキャンデータがございません。

調査の実施に当たっては、これまで、何回か申し上げている、いわゆる調査環境の維持という観点でいいますと、基本的に調査票は、統計作成の目的のために使っており、終わった後には、溶解処分をします、という趣旨のことも、世帯に対して御説明しているということもございます。このため、溶解はしたけれど、スキャンデータを持っているということは、なかなか通りにくいのかもかもしれません。

事実関係としては、家計簿はスキャンをしていないため、スキャンデータが、そもそもないということでございます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。了解しました。

そういうことであれば、あえてスキャンして、いろいろ制度変更をして欲しいという趣旨ではありませんので、現状で問題ありません。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございました。

そのほか、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この調査独自に設定している職業区分を用いた結果表章をまず優先的に行い、その後、アフターコーディングにより、日本標準職業分類に準拠した結果表章も行うということです。そのために、紙媒体の調査票の保存期間を1年延長するという点について、御了承を頂いたと理解させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

これで、今回の諮問事項について一通りの審議を終えることができました。ありがとうございました。

では、次に、答申案の取りまとめの方向性についての審議をさせていただきたいと思えます。

本日は、前回までの議論を踏まえて作成した答申骨子素案を、席上配布資料として、お配りいたしております。そして、本日の部会の審議を踏まえて記載する部分についても、「P（ペンディング）」として、仮の案を記載させていただいております。

本日は、この答申の骨子素案のうち、本申請の承認の適否のほか、今回を含めて計2回の部会において審議した各論点についての評価、そして「今後の課題」として指摘する事項について、大まかな方向性をここで確認させていただきたいと思えます。これに基づいて、私どもで具体的な答申の文案を作成し、後日、構成員の皆様にご確認をさせていただきたいと思えます。

以上のおり進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

**○國分総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 答申の骨子素案について御説明させていただきます。

「1（1）承認の適否」でございます。これについては、これから構成員の皆様にご審議いただきますが、まずは、仮で「承認して差し支えない」と記載させていただいております。

そして、その下に青字で、「ただし、後記（2）ウで指摘する事項については、計画の修正が必要である」としている部分については、冒頭、実施者から説明のあった、教育の選択肢の見直し等を想定して、記載しているものでございます。

次に、「（2）理由等」に進めさせていただきます。

「ア 令和元年調査の見直しと令和6年調査への反映」でございますが、令和元年調査については、統計精度の向上、報告者や地方の負担軽減という、相反する課題を解決するために、抜本的に見直しして、調査を実施しております。

そして、総務省は、令和元年調査の実施後、見直しの効果を検証・分析されまして、前回の部会でご報告させていただいております。

その報告いただいた内容を、表の形でまとめてございます。表の説明は、本日、割愛させていただきます。

2ページに進みまして、「一方」から始まるパラグラフでございますが、令和元年調査の見直し等に伴い、調査事項の記入漏れや誤記入などが発生し、また、無記名回答や連絡先欄の削除に伴い、地方公共団体における調査票の審査や調査世帯への疑義照会の事務量が増加したということでございます。

これらの課題に対応するため、総務省は、令和6年調査において、調査事項等の見直しを計画しているところでございます。

その下の矢印以降が、ここまでの評価となりまして、まず、「令和元年調査の見直しは、

一定程度目的を達成できている」と記載させていただきました。

そして、「所得・家計資産に関する統計表章の充実や、家計調査の結果の組み込み、全国単身世帯収支実態調査の結果の統合集計など、関連統計の充実や相互の整合性向上を通じて、家計に関する統計の体系的整備の進展にも寄与した」と整理させていただきました。

また、「令和6年調査の調査計画は、令和元年調査の検証結果を踏まえ、抜本的に見直された令和元年調査の大枠を検証した上で、必要な変更を講じるものとなっており、前回答申における「今後の課題」に沿った対応がなされているもの」と評価させていただきました。

その下の青字の部分ですが、読み上げます。

「ただし、報告者負担や実査負担の大きい大規模な統計調査であることに鑑み、実査の結果を踏まえた次回調査の改善に資する観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について、検討を行う必要があることを「今後の課題」として指摘」となります。

こちら、一旦記載させていただいているものになりますが、前回の部会で委員の皆様方から頂いた御意見を総合したような書きぶりとしていただいております。

次に、「イ 調査方法の変更」でございます。

調査方法については、今回、基本調査及び簡易調査に加えて、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にもオンライン調査を拡大し、全調査でオンライン回答を可能とするほか、オンライン調査システムの改善も行いまして、オンライン家計簿に実装されたレシート読取機能の改善や回答状況管理システムの機能改善を行う予定でございます。

これについては、報告者の負担軽減や統計調査員及び地方公共団体の事務の効率化に資するものであり、「適当である」と整理させていただきました。

次に、「ウ 報告を求める事項の変更」でございます。

まず、家計簿についてですが、「控除又は納付項目の総額」の欄を新設するということ、そして、「賃金のデジタル払いの額」の欄を新設するというものでございます。

世帯票については、「就学の状況」から「教育」に調査項目名を変更しまして、選択肢、「未就学・その他」に、「認定こども園」を追加するというものでございます。

同じく調査項目名ですが、「地代支払の有無」から「土地の所有関係」に変更し、選択肢を変更するというものでございます。

こちらについては、3ページに進みまして、本日、実施者から説明のあった案を踏まえて、御審議いただいたところになりますが、評価としましては、制度改正への対応や令和元年調査の回答状況等を踏まえた変更であり、正確な実態把握の観点から、「おおむね適当である」と記載させていただいております。

2つ目の矢印でございますが、「ただし、③の「教育」の選択肢の区分について、「未就学・その他」が指すものが不明確であることから、修正する必要があることを指摘」としております。この部分については、先ほど、家計簿のⅡ欄の項目名についても御指摘があったところです。

最後の矢印のところでございますが、「また、デジタル社会の進展に伴い、今後も収入や

消費支出の形態の多様化や、それに伴う統計ニーズの多様化が進展することが予想されることから、引き続き、適切な調査手法や統計ニーズへ対応した統計表章について検討する必要があることを指摘」と、一旦記載させていただいております。

こちらについては、デジタル払いに関して、多数御意見を頂いたので、このような形でまとめさせていただいております。

次に、「エ 公表の期日の変更」でございます。

「家計収支に関する集計」の公表期日を令和元年調査の当初計画（調査実施年の翌年11月）から1か月後ろ倒しにするというものでございます。

こちらについては、令和元年調査における集計事務の増加を踏まえたもので、公表期日を1か月後ろ倒ししたとしても、引き続き調査実施から1年以内に第一報の公表が行われ、利活用上の支障も生じないことから、「特に問題はない」と整理させていただきました。

次に、オの調査票情報の保存期間の変更でございます。

これは、先ほど御説明さしあげましたが、調査票の保存期間を「2年」から「3年」に変更するというものでございます。

こちらについては、平成30年答申における「今後の課題」への対応として実施した日本標準職業分類に準拠した結果表章の集計実態や調査票の利活用実態を踏まえたものであり、「特に問題はない」と整理させていただきました。

次に、2の平成30年答申における「今後の課題」への対応状況でございます。

前回の平成30年答申では、課題が3つございます。

1つ目が「(1) 家計に関する統計の体系的整備に向けた検討」、2つ目が「(2) 今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善」、そして4ページへ参りますが、「(3) 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実」となっております。

(1) 及び(2)については、前記アの部分で整理させていただきました。

(3) でございますが、総務省は、令和元年調査において、本調査独自の区分による結果表章を優先的に対応した後、アフターコーディングによる日本標準職業分類に準拠した結果表章を行い、段階的に公表を実施しております。

また、令和6年調査の結果表章においても、同様の対応を行う予定でございます。

これについて、評価としましては、令和元年調査の利用実績や現在の利活用ニーズを踏まえると、従来結果との継続性及び他の統計調査との比較可能性の確保・向上の観点から、「適当である」と記載させていただきました。

「3 今後の課題」でございます。

こちらについては、その下に記載の答申案への記載について検討を要するもの、こちらの取扱いと併せて、御審議をお願いしたいと考えております。

この答申案への記載について検討を要するものの①でございますが、こちらについては、先ほど御説明させていただいた2ページの「ア 令和元年調査の見直しと令和6年調査への反映」に仮置きをしたものでございまして、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について、検討を行うというものでございます。

②については、3ページの「ウ 報告を求める事項」に仮置きしたもので、引き続き、適切な調査手法や統計ニーズへ対応した統計表章について、検討するというものでございます。

事務局からは以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から御説明のありました答申案の素案について、その方向性を確認したいと思います。

ここでは、一つ一つの事項を順番に確認させていただきます。まず、「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」についてですが、これは全体の評価となりますので、全ての事項の確認が終了した後で、改めて確認させていただきたいと思っております。

では、次に、「(2) 理由等」以下の本申請における各論点の評価について確認をいたしたいと思います。

まず、「ア 令和元年調査の見直しと令和6年調査への反映」についてです。

2ページ目の1つ目の矢印部分の記述において、令和元年調査の見直しは、「一定程度目的を達成できている」と評価をいたしております。

ここでは、家計に関する統計の体系的整備の進展に寄与していること、また、令和6年調査の調査計画は、令和元年調査の検証結果を踏まえて、抜本的に見直された令和元年調査の大枠を継承した上で、必要な変更を講ずるものになっていることから、前回答申の「今後の課題」に沿った対応がなされているものと評価したいと思います。

その上で、これまでの御審議において、代替選定による非標本誤差の分析のほか、時間コストからみた報告者負担の把握や、地方公共団体の実査負担の定量的な把握についても、検証する必要があるのではないかと御意見を頂いたことを踏まえて、「本調査は、報告者負担や実査負担の大きい大規模な統計調査であることに鑑みて、実査の結果を踏まえ、次回調査の改善に資するという観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果制度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について、検討を行う必要があること」を、「今後の課題」として指摘をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。いかがでございましょうか。

ありがとうございます。特段の御異議はないと整理をさせていただきたいと思っております。

次に、「イ 調査方法の変更」については、「適当である」と整理をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

次に、「ウ 報告を求める事項の変更」については、制度改正への対応や令和元年調査の回答状況等を踏まえた変更であり、正確な実態把握の観点から、「おおむね適当である」と整理をした上で、「教育」の選択肢の区分について、ここでは2つの変更がございましたが、その変更された区分及び家計簿のⅡ欄の名称について、計画の修正が必要であることを指摘したいと思います。

その上で、デジタル社会の進展に伴い、今後も収入や消費支出の形態の多様化や、それに伴う統計ニーズの多様化が進むことが予想されることから、引き続き、適切な調査手法

や統計ニーズに対応をした統計表章について検討する必要があることを、指摘したいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、「エ 公表期日の変更」については、令和元年調査における集計事務の増加を踏まえた変更であり、公表期日を1か月後ろ倒ししたとしても、引き続き調査実施から1年以内に第一報の公表が行われ、利活用上の支障も大きく生じないことから、「特に問題はない」と整理をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、「オ 調査票情報の保存期間の変更」ですが、これにつきましては、平成30年答申における「今後の課題」への対応であり、後に記されている2（3）を参照するとさせて頂きたいと思います。ここでは、その対応として実施した日本標準職業分類に準拠した結果表章（特別集計）の集計実態や調査票の利活用実態を踏まえたものであり、「特に問題はない」と整理したいと思っております。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に、「2 平成30年答申における「今後の課題」への対応状況」についてですが、（1）及び（2）は、先ほどの「ア 令和元年調査の見直しと全体的な評価」で整理したとおりですので、省略させていただきます。

残っている（3）については、令和元年調査の利用実績や現在の利活用ニーズを踏まえて、従来の集計結果との継続性及び他の統計調査との比較可能性の確保・向上の観点から、「適当である」と整理したいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、これについても、特段の御異議はないと整理させていただきます。

では、次に、「今後の課題」に移らせていただきます。

これについては、その下に記載されております「答申案への記載について検討を要するもの」の取扱いと併せて、審議をさせていただきたいと思います。

先ほど御審議いただきましたとおり、「①報告者負担や実査負担の大きい大規模な統計調査であることに鑑み、実査の結果を踏まえて次回調査の改善に資するという観点から、引き続き、非標本誤差を含めた結果精度の評価や、報告者及び地方公共団体の負担の実態把握の手法の改善について、検討を行うこと」については、これまでの審議で多くの御意見を頂き、大変重要な視点であると考えますので、「今後の課題」として指摘をすることにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、「②デジタル社会の進展に伴い、今後も収入や消費支出の形態の多様化や、それに伴う統計ニーズの多様化が進展することが予想されることから、引き続き、適切な調査手法や統計ニーズへ対応した統計表章について、検討すること」についても、多くの御意見を頂きました。これも重要な視点であると考えますので、「今後の課題」として指摘をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御了承を頂いたとさせていただきます。

その他、特段、御意見を頂いておりませんので、最後に、1ページにお戻りいただきまして、この答申の骨子素案の最初にある「1（1）承認の適否」について、確認させていただきたいと思います。これまで御審議いただいた結果を踏まえて、本調査の変更を承認して差し支えないとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

また、先ほど調査実施者の総務省から御説明のありました「教育」の選択肢及び家計簿のⅡ欄の名称について、計画の修正が必要であることを指摘したいと思いますが、これについても、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、いただいた御意見、御指摘を踏まえて、今後、私どもで答申（案）を整理して、8月上旬を目途に、委員の皆様はその答申案をお示しして、御確認をお願いしたいと思います。

なお、確認の過程で頂いた御意見の取扱いにつきましては、私に御一任いただければと思います。よろしく願いをいたします。

御確認が全て終了しましたら、8月上旬から中旬にかけて、答申案について最終的な書面決議を行いたいと考えております。このような取扱いでよろしいでしょうか。

では、再度部会を開催するというのではなく、書面にて審議させていただきたいと思っております。

統計審査官から、補足説明があるということです。お願いいたします。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 統計審査をしております、山形です。

1点だけ紹介を漏らしていたことがございまして、この場で紹介をさせていただきます。

今日、川口臨時委員が御欠席になっているのですが、前回の部会で、川口臨時委員から、非標本誤差の話や、デジタル払いのところについても御意見を頂いておまして、それについて、今回の統計局の回答を、事前に川口臨時委員にお送りいたしまして、特段の御意見はなかったということを、今、併せて御紹介をさせていただきます。

**○津谷部会長** 統計審査官、ありがとうございました。

なお、前回の部会で川口臨時委員から御指摘、御質問のあった事柄については、事務局から、あらかじめ統計局の御回答をお送りして、御意見をお聞きしております。それについて、川口臨時委員から、問題ないであろうという御回答を頂いております。

川口臨時委員からも御了承を頂きましたので、この骨子素案に基づいて、答申案を作成いたします。御確認をお願いいたします。

なお、繰り返しになりますが、この答申案の審議は書面審議となりますので、御対応の程よろしく願いいたします。

本日予定しておりました議題は、以上となります。

追加の御意見もないようですので、本日の部会審議は、ここまでとさせていただきます。ありがとうございました。



それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○**國分総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局でございます。

先ほど部会長から御説明がありましたとおり、お集まりいただく部会審議としましては、本日で終了いたしまして、以降はメールのやり取りで、答申（案）をまとめてまいります。

答申（案）につきましては、部会長と御相談の上、8月上旬を目途にお示しさせていただきますので、御確認いただければと存じます。

御確認いただきまして、必要な修正を行った答申（案）についての最終的な書面決議につきましては、8月上旬から中旬にかけて行わせていただきますので、御承知おきください。

最後に、本日の部会の議事録については、事務局で作成次第、メールにて御照会させていただきますので、こちらについても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○**津谷部会長** 2回にわたる部会審議に御協力いただき、ありがとうございました。大変有用かつ重要な御意見を頂き、感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の部会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。